

コンプライアンスホットライン

コンプライアンスホットラインとは？

「コンプライアンスホットライン」は、内部通報制度の外部受付窓口です。

コンプライアンス（法令順守）経営を推進するためには、法令違反行為や不正行為を早期に発見し是正措置及び再発防止策を講じることが求められています。

「コンプライアンスホットライン」では、通報者に利用しやすい環境を提供し、迅速に会社に報告することで、より良い職場作りの実現を目指します。

コンプライアンスホットラインの特徴

- ・「匿名」で通報することができます。当社の内部通報規程により、通報者は保護されます。
- ・通報をしたことを理由に通報者が不利益を受けることはありません。
- ・通報内容は労働分野に限定されません。会計、ハラスメント、贈収賄、その他あらゆるコンプライアンス違反に関する通報をすることができます。

【内部通報窓口】

法令違反等があった場合の内部通報窓口 「コンプライアンスホットライン」

通報先：株式会社労働新聞社 コンプライアンス支援事業部

・WEB（24時間対応） <https://www.rodco.jp/compliance/>

【ユーザー名】 outsourcing 【パスワード】 o4gs

・電話 0120-554-874（水・金 15時～20時、土 13時～18時 祝日・指定休日除く）

・FAX 03-5539-3707

・郵送 〒173-0002 東京都板橋区仲町 29-9 株式会社 労働新聞社 コンプライアンス支援事業部 宛

●受付内容

法律・法令及び社内規則に違反した行為
倫理行動規範に反する行為
社会通念上好ましくない行為

●受付方法

報告する際は、通報者の個人情報や特定される情報は伏せて報告致します。
尚、受付時に通報内容に対する法的な判断・回答は致しません。
通報内容の事実確認・調査は会社が責任をもって対応致します。

●通報内容

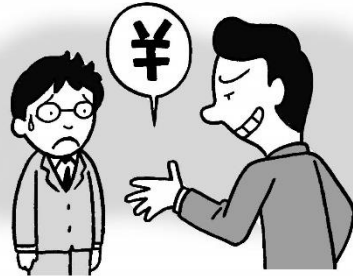
「いつ」「どこで」「だれが」「何を」等、具体的な事実をお知らせ下さい。
通報者からの通報内容を客観的事実に沿って正確に把握し、翌々営業日までに会社に報告致します。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館 19 階

株式会社アウトソーシング

「これはおかしい」と思った時、ご利用ください

社内規則違反



◆社内規則違反 チェックポイント◆

- 不正な会計処理、横領をする。
- 職場において、暴行、脅迫、監禁、その他これに類する行為
- 職務に関連して、不当な金品その他の利益を受け、または要求する行為。
- 個人情報の紛失、改ざん、漏洩、不正アクセス等を行う。

このような社内規則に違反する行為を行うと、違反した者自身が就業規則の懲戒事由に基づき懲戒解雇、減給などの処分を下されることがあるため、日ごろから注意して社会人生活を送ることが大切です。

機密情報漏洩



◆機密情報漏洩 チェックポイント◆

- インターネットの掲示板に上司の悪口を書き込んでいる従業員がいる事実を知った。
- 会社での出来事を、具体的にブログやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）に書き込んでいる。
- 飲食店で社外の人と一緒にいた際、まだ公表していない会社の次年度経営方針や次回就任予定の役員の話をした。

これらの行為は、会社の機密情報漏洩に該当する可能性があります。就業規則の内容によっては、就業規則に違反する行為と解釈され、懲戒処分を受ける場合もあるため、日頃から注意する必要があります。

サービス残業



◆サービス残業 チェックポイント◆

- 勤務時間が9:00~18:00（うち休憩1時間）の会社に勤務していて、毎日21時頃まで事務職として仕事をしている。就業規則には事務職には時間外手当を支払うと記載されている。しかし、給与明細を見ると時間外手当が1日1時間分しか支払われていない。
 - *1日8時間を超えた場合は、時間外手当を支払うことになりません（ただし、例外もあります）。
- シフト制採用により、22時以降も勤務している日がある。しかし、深夜労働に対する割増賃金が全く支給されていない。
 - *勤務時間が22時から翌日5時の時間帯に及んだ場合は、労働基準法に基づき、通常の賃金額に対して25%分の割増賃金を支払うことが義務付けられています。

ハラスメント



◆パワハラ チェックポイント◆

- 同僚、部下の仕事が遅いと、イライラしてつい怒鳴ってしまう。
- 気に入らない相手に対しては、挨拶や日常会話をしない。また、仕事を与えないこともある。
- 話の途中で、「男性だから」「女性だから」「そろそろ結婚したら？」などの性差に関する発言をしてしまう。

職場で発生するハラスメント（いやがらせ）に対して会社には「職場環境配慮義務」があり、回避させなければなりません。相手に対し、勇気を出して「やめて欲しい」というはっきりとした意思表示することも必要です。被害を受けた側は精神的苦痛を訴える場合や入社拒否などに陥ってしまう場合があります。職場内の誰に対しても、日頃から言動には注意をしましょう。